

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月22日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk25/mynumber_dokujiriyou.html

執行機関名 兵庫県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	就学支援金法第2条に規定する高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例別表第1の款(6)の項 就学支援金法第2条に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務(以下「高等学校等支援金支給事務」という。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第1条	(1)私立高等学校等学び直し支援金支給要綱第2条 (2)公立大学法人兵庫県立大学学び直し支援金支給要綱第2条
⑥事務の趣旨又は目的	【高等学校等就学支援金の支給に関する法律】 第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	【私立高等学校等学び直し支援金支給要綱】 第2条 学び直し支援金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に規定する高等学校等を中途退学した後再び高等学校等で学び直す者に対して、法に基づく高等学校等就学支援金の支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。 【公立大学法人兵庫県立大学学び直し支援金支給要綱】 第2条 学び直し支援金は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第2条に規定する高等学校等を中途退学した後再び公立大学法人兵庫県立大学附属高等学校で学び直す者に対して、法に基づく高等学校等就学支援金の支給期間である36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間、継続して就学支援金に相当する額を支給し、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		(1)私立高等学校等学び直し支援金支給要綱 (2)公立大学法人兵庫県立大学学び直し支援金支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	(1)私立高等学校等学び直し支援金支給要綱第7条 (2)公立大学法人兵庫県立大学学び直し支援金支給要綱第7条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	高等学校等を退学し、再び高等学校等に入学した者に対する就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金に相当する額の支援金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号イ	(1)私立高等学校等学び直し支援金支給要綱第4条第1項 (2)公立大学法人兵庫県立大学学び直し支援金支給要綱第4条第1項
②情報提供者	都道府県知事等	都道府県知事等
③提供を求める特定個人情報	生活保護実施関係情報	生活保護実施関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ロ	(1)私立高等学校等学び直し支援金支給要綱第4条第1項 (2)公立大学法人兵庫県立大学学び直し支援金支給要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号ハ	(1)私立高等学校等学び直し支援金支給要綱第4条第1項 (2)公立大学法人兵庫県立大学学び直し支援金支給要綱第4条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	
----	--